

## 「京都議定書目標達成計画の改定（案）」に対する意見

氏名：早川光俊

職業：特定非営利活動法人・地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）  
専務理事

住所：〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

連絡先：TEL:06-6910-6301、FAX:06-6910-6302

Email アドレス：office@casa.bnet.jp

### 意見

#### 1 全体についての意見

- ・ そもそも、京都メカニズムは、国内対策で削減義務を達成できない場合の柔軟性措置として議論されたもので、途上国や環境 NGO は、その運用次第では「抜け穴」になりかねないとして、その導入に反対していた。COP3 以後の京都議定書の運用ルールをめぐる議論の中心が、京都メカニズムを「抜け穴」にしないためのルールづくりであった。議定書では、共同実施（6 条）と排出量取引（17 条）は「約束を履行するための国内の行動に対して補足的なものとする」とされ、クリーン開発メカニズム（12 条）も「約束の一部の遵守に資するため」と規定されていることを忘れてはならない。
- ・ 日本政府は、その削減義務の達成を、京都メカニズムに安易に頼るのではなく、基本的に国内対策で 6%削減すべきで、そのためには、日本経団連の環境自主行動計画の協定化、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、環境税や国内排出量取引などの抜本的な対策の導入が必要である。まず、こうした対策を行うことにより、国内対策により削減義務を達成するよう最大限の努力をすべきである。
- ・ また、京都メカニズムを活用するにしても、基本的考え方と、買い取るクレジットの適格性についての慎重な検討をすべきである。その際、プロジェクトが実施されるホスト国の持続可能な発展に役立つかの検討はもちろん、大気汚染などの公害、ダムや大規模商業植林などの乱開発、オゾン層破壊物質の生産増防止などについても検討するとともに、プロジェクトの実施による現地の社会的悪影響についても検討すべきである。そして、こうした検討に際しては、現地の NGO・住民団体へのヒアリングなども実施されるべきである。
- ・ 一方で、CDM 等の京都メカニズムを適正に運用することは、途上国への資金・技術移転を促進し、途上国の脱化石燃料社会の形成を準備する可能性を秘め

ている。また、京都メカニズムの活用は、産業界などの温暖化対策や技術革新のインセンティブを高め、ひいてはアメリカの議定書交渉への復帰を促す可能性もある。そのためにも、京都メカニズムの運用に際しては、持続可能な地球温暖化対策の推進につながるよう、基本的な考え方と買い取るクレジットの適格性についてのクライテリアが設定される必要がある。また、そもそも日本などの附属書 国は、途上国への資金及び技術の移転が気候変動枠組条約や京都議定書の義務とされているのであり、こうした義務と CDM による資金及び技術移転とは明確に区別される必要があることも検討されるべきである。

- ・ 平均気温の上昇幅を工業化以前（1850 年頃）から 2 未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性がある」とされる。中央環境審議会の専門委員会報告（2005 年 5 月）は、そのためには「温室効果ガスの排出量を早期に大幅に削減することが必要であり、一例として、世界全体の全温室効果ガスの排出量を、1990 年に比して 2020 年で 10%、2050 年に 50%、2100 年に 75% 削減することが必要」と報告している。「共通だが差違ある責任」を考えれば、日本などは 2050 年までに 60～80% の温室効果ガス排出量の削減が必要となることは明らかと言わねばならない。このことは、日本における脱化石燃料社会の構築が喫緊の課題であることを示している。そして、脱化石燃料社会の構築のためには、早い段階から国内の社会経済システムを、脱化石燃料社会の構築に向けて変革していく必要がある。
- ・ こうした観点からすれば、京都メカニズムに安易に頼ることは将来世代に大きなツケを残すことになることが認識されるべきである。

## 2 「第 2 章第 2 節 3 . 京都メカニズム」について（2 頁）

注の部分（「\*」）で「差分は基準年総排出量比 1.6%となるが、各種対策・施策の効果、経済動向等により、変動があり得る」とされるが、現在の「京都議定書目標達成計画」のかかげる国内での温室効果ガスの削減を確実に達成することを前提とすべきで、最初から安易に京都メカニズムに頼るような記述は削除すべきである。

## 3 「第 3 章第 5 節 1 . 京都メカニズム推進・活用の意義」について（2 頁）

「国内対策に対して補完的であるとの原則を踏まえつつ、適切に活用していくことが必要である」とされるが、こうした補完性の原則からしても、京都議定書に安易に頼るべきではなく、現在の目標達成計画の 1.6%を超えて京都メカニズムを利用するべきではない。国内での削減を最優先し、京都メカ

ニズムの活用は 1.6%を限度とすることを明記すべきである。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、環境税や国内排出量取引などの抜本的な対策を導入するなどの国内対策を最大限に実行することにより、京都メカニズムの利用を 1.6%より少なくできるように努力することが、補完性の原則にかなうことも明記すべきである。

4 「第3章第5節2.(1)京都メカニズムの活用に関する基本的考え方」について(3-4頁)

(1)「クレジットを取得するに際しては、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点を踏まえることが重要である」とされるが、こうした観点からすれば、クレジット取得に際して以下の点が確認されるべきである。

実質的な削減につながらないホットエアーは購入しないこと。

環境的にも、経済的にも、ホスト国の持続可能な発展に役立つようなプロジェクトからのクレジットを優先して取得すること。

地域的公平性を考慮し、アフリカなどのプロジェクトからも購入を図ること。

(2)基本的考え方で、「リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること」とされているが、費用対効果については、ホットエアーはもちろん CDM などの京都メカニズムの利用は原理的にコストはプラスであり、国内対策は中長期的に考えればコストはマイナス(設備投資額は、いつかは省エネによるエネルギーコスト減でもとがとれる)と考えられるのであり、費用対効果を考慮するのであれば、中長期的視野にたった国内対策との費用対効果も検討されるべきである。

(3)「グリーン投資スキーム(GIS)についてはその計画から実施・クレジットの発行開始までに3~5年を要するという実態を踏まえて対応を進める必要がある」とされるが、グリーン投資スキーム(GIS)については京都議定書に位置づけられた制度ではなく、その制度や運用ルールなどについてもまったく合意がない制度であり、記述することは適切ではない。この部分の記述は削除すべきである。

(4)また、吸収源プロジェクト、HFC23破壊事業や炭素隔離貯留事業(CCS)からのクレジットについては、これを取得対象とすべきではない。

吸収源プロジェクトは、持続性だけでなく、その地域の環境に負荷を与えないか、持続可能なプロジェクトかどうかを慎重に見極める必要がある。

HFC23 は HCFC22 の製造過程で副生成物として生じる強力な温室効果ガス（地球温暖化係数;11700）であるが、HFC23 の破壊の削減コストは極めて安く、このクレジットの販売利益が HCFC22 を生産・販売する利益を上回る可能性があり、この利益を狙って、主として途上国で HCFC22 の新規工場が建設される恐れが指摘されている。

炭素隔離貯留事業（CCS）についても、貯留の永続性や環境への悪影響について懸念があるだけでなく、石油や石炭の増産につながり、また大気汚染などを引き起こす恐れが指摘されている。

こうした事業は大量のクレジットが見込めることから、これらの事業からのクレジットが優先されると、本来進められるべき再生可能エネルギーや省エネ事業などが進まなくなる可能性がある。

とりわけ、クリーン開発メカニズム（CDM）のクレジットについては、ホスト国である途上国の持続可能な発展に資するプロジェクトであるかどうか慎重に検討されなければならない。

- 5 「第3章第5節2.(3) CDM・J I・G I Sプロジェクトの推進」について（4 5頁）

グリーン投資スキーム（GIS）については京都議定書に位置づけられた制度ではなく、その制度や運用ルールなどについてもほとんど検討されておらず、合意がない制度である。こうしたGISについて、「推進」を前提とした記述することは適切ではない。GISについての記述は削除すべきである。

- 6 「第3章第5節2.(4)イ 政府のクレジット取得制度以外における公的資金の活用」について（6頁）

「国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAの有効な活用を進める」とするが、マラケシュ合意では CDM 事業活動への投資などについては、「新規かつ追加的」であることが要請されており、ODAがこの「新規かつ追加的」という条件を満たすかどうかには疑問がある。また、これまでの交渉でも、ODAを京都議定書の資金メカニズムに使うことについては、途上国を中心に反対が多かった。「ODAの有効な活用」については、「被援助国の同意を前提」とするにしても、「新規かつ追加的」であることを証明する責任は日本国政府にあり、安易に「ODAの有効な活用を進める」などという記述はすべきでない。少なくとも、「新規かつ追加性を証明したうえで、ODAの有効な活用を進める」とすべきである。

- 7 「第4章第1節2.(1) 京都メカニズムの推進・活用に関する評価方

法」について（９頁）

「排出量・吸収量と個々の対策の評価方法」の「基本的な考え方」では、「計画の定量的な見直しに当たっては、パブリックコメントの実施はもとより、評価・見直しの過程に国民の参画が実質的に確保されるような場をもうけることとする」とされている。

ところが、「京都メカニズムの推進・活用に関する評価方法」については、「移転されている京都メカニズムクレジットの量、政府間及び政府関係機関の体制整備の状況、民間事業者等による京都メカニズムの活用に向けた環境整備の状況等により評価を行う」とされているに過ぎない。

前記のとおり、移転されている京都メカニズムクレジットの量だけでなく、その質も問題になるのであり、京都メカニズムの運用状況についての評価・見直しも行われるべきであり、パブリックコメントの実施はもとより、評価・見直しの過程に国民の参画が実質的に確保されるような場をもうけるべきである。